(d)　要請する情報を被要請者が保有しているか又は被要請者の領域的管轄内にある者が保有し、若しくは管理していると認める根拠

(e)　要請する情報を保有し、又は管理していると認められる者の名称及び住所（判明している場合に限る。）

(f)　要請が要請者の法令及び行政上の慣行に従って行われており、要請する情報が要請者の領域的管轄内にあったとしたならば要請者の権限のある当局が要請者の法令に基づいて、又は要請者の通常の行政上の慣行を通じて情報を入手することができ、並びに当該要請がこの協定に従って行われている旨の記述

(g)　要請する情報を入手するために要請者が自己の領域的管轄内において利用可能な全ての手段（過重な困難を生じさせるものを除く。）をとった旨の記述

6　被要請者の権限のある当局は、できる限り速やかに要請された情報を要請者に提供する。迅速な対応を確保するため、被要請者の権限のある当局は、次のことを行う。

(a)　要請者の権限のある当局に対し、要請の受領を書面によって確認すること及び当該要請に不備がある場合には、要請者の権限のある当局に対し、当該要請の受領の日から六十日以内に当該不備を通知すること。

(b)　要請の受領の日から九十日以内に要請された情報の入手及び提供ができない場合（当該情報を提供することについて障害がある場合又は当該情報を提供することを拒否する場合を含む。）には、要請者の権限のある当局に対し、そのような入手及び提供が不可能である理由、当該障害の性質又はその拒否の理由を説明するため直ちに通知すること。

第六条　海外における租税に関する調査

1　被要請者の権限のある当局は、要請者の権限のある当局の要請があったときは、被要請者内における租税に関する調査の適当な部分に要請者の権限のある当局の代表者が立ち会うことを認めることができる。

2　租税に関する調査を行う被要請者の権限のある当局は、1に規定する要請に応ずる場合には、できる限り速やかに、要請者の権限のある当局に対し、当該調査の時間及び場所、当該調査を行う当局又は職員並びに当該調査を行うために被要請者が求める手続及び条件を通知する。租税に関する調査の実施についての全ての決定は、当該調査を実施する被要請者が行う。

第七条　要請を拒否することができる場合

1　被要請者は、要請する情報が要請者の領域的管轄内にあったとしても要請者の権限のある当局が要請者の法令に基づいて、又は要請者の通常の行政上の慣行を通じて入手することができないであろう情報を入手し、又は提供することを要求されない。被要請者の権限のある当局は、要請者の要請がこの協定に従って行われていない場合には、支援を拒否することができる。

2　この協定は、一方の締約者に対し、営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密又は取引の過程を明らかにするような情報を提供する義務を課するものではない。そのような情報には、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であって、各締約者の法令に基づいて保護されるものを含む。この2の前段及び中段の規定にかかわらず、第五条1(a)に規定する情報は、同規定に規定する情報であることのみを理由として、そのような秘密又は取引の過程として取り扱われることはない。

3　被要請者は、要請された情報を公開することが被要請者の公の秩序に反することとなる場合には、情報提供の要請を拒否することができる。

4　情報提供の要請は、当該要請を行う契機となった租税債権が係争中であることを理由として、拒否されることはない。

5　被要請者は、要請者が自己の租税に関する法令の規定又はこれに関連する要件であって、同様の状況にある要請者の国民との比較において被要請者の国民を差別するものを運用し、又は執行するために情報の提供を要請する場合には、当該要請を拒否することができる。

第八条　秘密

この協定に基づき一方の締約者が受領した情報は、秘密として取り扱うものとし、この協定の対象となる租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追又はこれらの租税に関する不服申立てについての決定に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）であって、当該一方の締約者内にあるものに対してのみ、開示することができる。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。当該情報は、被要請者の書面による明示の同意がない場合には、他の者又は当局（非締約者内にあるものを含む。）に開示することができない。

第九条　費用

支援の提供において生じた費用の負担については、両締約者の権限のある当局の間で合意される。

第十条　相互協議手続

1　両締約者の権限のある当局は、この協定の実施又は解釈に関し困難又は疑義が生ずる場合には、その問題を合意によって解決するよう努める。

2　両締約者の権限のある当局は、1に規定する合意に加え、第五条及び第六条の規定の適用のための手続について相互に合意することができる。

3　両締約者の権限のある当局は、この条の規定に基づく合意に達するため、直接相互に通信することができる。

第十一条　見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第十二条　効力発生

1　両締約者の政府は、この協定の効力発生のために必要とされる内部手続の完了を書面により相互に通知する。この協定は、双方の通知が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この協定は、次のものについて適用する。

(a)　課税年度に基づいて課される租税については、この協定が効力を生ずる日以後に開始する各課税年度の租税

(b)　課税年度に基づかないで課される租税については、この協定が効力を生ずる日以後に課される租税

第十三条　終了

1　この協定は、一方の締約者によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約者も、この協定の効力発生の日から五年の期間の満了の時又は同期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、他方の締約者に対し書面による終了の通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。この場合には、この協定は、次のものについて適用されなくなる。

(a)　源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(b)　源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(c)　その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税

2　1の規定にかかわらず、各締約者は、この協定に基づいて受領した情報について、引き続き第八条の規定に拘束される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十一年六月二十一日にロンドンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
林景一

マン島政府のために
アン・クライン

○外務省告示第二百八十二号

平成二十三年七月二十九日にラバトで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がモロッコ王国政府との間に行われた。

平成二十三年八月十六日

外務大臣　松本　剛明

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、モロッコ王国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とモロッコ王国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　二百三十四億二千百万円（二三、四二一、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表（以下「付表」という。）1欄に掲げる事業計画を実施することを目的として、各事業計画につき付表3欄に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、付表2欄に掲げる道路金融基金及び国営水道公社（以下「借入人」という。）に供与されることになる。